

清瀬市地域市民センター再構築検討委員会設置要領

(設置)

第1条 近年の社会環境の変化に対応した地域市民センターの再構築を検討する必要があることから、地域市民センターの機能を再検証するとともに、再構築することを検討するため、清瀬市地域市民センター再構築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域市民センターの機能を再検証するとともに、再構築することを検討する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域市民センターの機能の再検証及び再構築に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。この場合において、当該委員以外の者はオンライン会議システムにより出席することができる。

4 委員会の会議は原則、公開とする。

5 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

(傍聴)

第7条 傍聴に関する事項は「清瀬市地域市民センター再構築検討委員会」により定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営政策部未来創造課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。